

さいたま市立高等看護学院運営委員会規程

(目的及び設置)

第1条　さいたま市立高等看護学院（以下「学院」という。）の円滑な運営を図るため、さいたま市立高等看護学院運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条　委員会は、学院の運営に必要な事項を協議する。

(組　織)

第3条　委員会は、次に掲げる者のうちから委員長及び委員9人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 市職員

(委員の任期)

第4条　前条第1号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

(委員長及び委員長職務代理者)

第5条　委員会に委員長及び委員長職務代理者を置く。

2　委員長は保健衛生局長、委員長職務代理者は保健部長に充てる。

3　委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となる。

4　委員長職務代理者は、委員長に事故があるときは委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2　会議は、協議必要時開催するものとする。

3　会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条　委員会の庶務は、学院において処理する。

(その他)

第8条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

附　則

この規程は、平成13年5月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。